

# 生活保護受給者等就労自立促進事業へ参加しませんか

## ● 生活保護受給者等就労自立促進事業とは？

- ハローワークと鎌ヶ谷市が一緒になって、皆さまの就職活動を支援する事業です。
- 対象になる方は、生活保護、児童扶養手当、住居確保給付金を受給している方や生活保護の相談・申請段階の利用者等を含め生活に困窮されている方です。

## ● 支援期間は？

支援を開始した日から原則3カ月間。

## ● 支援の内容は？

- ① ハローワークの担当者による予約制の職業相談、職業紹介、職業訓練のあっせん、トライアル雇用求人へのあっせん
  - ② 求職活動にあたっての心構え、不安などの解消
  - ③ 履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方などのアドバイス
  - ④ 仕事のご希望に添った求人情報の提供
  - ⑤ 希望求人選定にあたっての助言
  - ⑥ 応募が不調に終わった場合の分析や今後の対応のご相談
  - ⑦ 就労後の継続的な相談・支援などです。
- ※1回あたりの相談時間は50分となります。

## ● 参加申込の方法は？

- ① 参加を希望される方は、鎌ヶ谷市のケースワーカーに相談してください。
- ② 参加申し込みにあたっては事業参加申込書に署名押印していただきます。
- ③ ハローワークへの相談日時を調整し、来所していただきます（ケースワーカー等と一緒に来所していただく場合があります）。

なお、生活保護受給者等就労自立促進事業に参加された方については、この事業を進めるうえで必要な情報をハローワークと鎌ヶ谷市で共有することがありますので、あらかじめご了承ください。

## ※ 以下の場合、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加をお断りしたり、支援を打ち切る場合がありますのでご注意ください。

1. 本人の病気や家族の介護等の理由により、就労が極めて困難な場合。
2. ハローワークの指定した相談日時に理由なく来所しなかった場合、紹介した事業所の面接日時に不参加や応募書類を送付しない場合など、就職支援を繰り返し拒否した場合。
3. ハローワーク及び鎌ヶ谷市の担当者に対する暴言や暴力行為、セクハラなど、不適切な行為があった場合。

問い合わせ先	
鎌ヶ谷市社会福祉課保護係	047-445-1141（内線706）
ハローワーク船橋 （第1職業相談部門）	047-420-8609（41#）